

(案)

個 情 第 号
令和 6 年 3 月 日内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
文部科学大臣 盛 山 正 仁 殿
厚生労働大臣 武 見 敬 三 殿
経済産業大臣 齋 藤 健 殿個人情報保護委員会
委員長 藤 原 静 雄
(公 印 省 略)医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律
に基づく主務省令の変更について (回答)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）第 39 条第 3 項の規定に基づき、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく主務省令の変更について（協議）」（令和 6 年 2 月 28 日付け府医事第 24 号、5 文科振第 1129 号、厚生労働省発産情 0228 第 1 号及び 20240220 商第 1 号）をもって協議のあった件について、個人情報保護委員会において下記のとおり意見を付した上で了承されたので、通知します。

記

- 1 主務省令の変更について、仮名加工医療情報の加工基準、認定仮名加工医療情報作成事業者等が講ずべき安全管理措置等の規定は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の観点から、個人情報等の適正な取扱いが確保されている内容となっており、異存ない。
- 2 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第35号）の施行に当たり、個人の権利利益の保護の観点から、次の事項に留意して制度を適切に運用願いたい。
(1) 主務大臣は、医療情報等の不適切な取扱いが生じることがないように、認定匿

名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者等を適切に監督すること。

- (2) 主務大臣は、認定仮名加工医療情報作成事業者が仮名加工医療情報について適切な取扱いが行われるように提供先の認定仮名加工医療情報利用事業者に対して必要かつ適切な監督を行っていることを定期的に確認する等、仮名加工医療情報の適切な取扱いを確保するための取組を行うこと。